

事務連絡  
令和5年4月24日

各都道府県市区町村担当課 御中

総務省自治税務局自動車税制企画室

特定小型原動機付自転車の標識に係る調査結果等について

特定小型原動機付自転車（以下「特定原付」という。）の標識に係る準備状況について、先般3月15日付けで依頼した調査にご協力いただきありがとうございました。

当室にて調査結果の概要をとりまとめましたので、別添資料①のとおり共有いたします。

各市町村（特別区を含む。以下同じ。）における特定原付用の標識交付に向けた準備等につきましては、当該調査結果や4月12日に発出したQA集（別添資料②）も踏まえ、特に以下の点にご留意いただきますようお願いいたします。

- ・特定原付用の標識の発注予定枚数を0枚又は未定としている市町村におかれては、令和4年4月に成立した道路交通法の一部を改正する法律の規定のうち、同法の特定小型原動機付自転車の交通方法等に関する規定の施行日（令和5年7月1日）から直ちに交付ができるようご準備いただきますようお願いいたします。
- ・特定原付用の標識の交付開始時期を7月2日以降としている市町村におかれても、改めて早期の発注、納品及び交付開始（期日の前倒しを含む。）をご検討いただくようお願いいたします。

また、この度、各市町村における準備状況に係る調査（第2回）を実施させていただきます。

御多忙のところお手数をおかけしますが、所定の様式（別添資料③）に基づき、5月9日（火）までに貴都道府県内の市町村分を取りまとめの上、ご回答いただくようお願い申し上げます。

上記のとおりお知らせしますので、貴都道府県内の市町村へ周知いただきますようお願いいたします。

（連絡先）

総務省自治税務局自動車税制企画室

担当：高梨事務官

電話：03-5253-5663